

霞ヶ関北市民センター供用開始に伴う 川越シャトルのバス停設置及び運賃について

令和 7 年11月19日（水）
川越市
都市計画部 交通政策課

1 新設するバス停留所について

(1) 設置場所

川越シャトル11系統

「霞ヶ関幼稚園前」バス停と「吉田南」バス停の間



バス停「霞ヶ関北市民センター入口」設置場所

1 新設するバス停留所について

- (2) 運行会社
イーグルバス（株）
- (3) バス停留所名
霞ヶ関北市民センター入口
- (4) 利用開始日
令和7年11月25日（火）始発（予定）
※霞ヶ関北市民センター供用開始日と同日
- (5) 運賃
次頁「三角表」のとおり
※川越市公共交通利用促進協議会運賃等協議分科会において、10月10日に書面にて開催し、承認をいただいたもの

2 運賃について

1 1 系統 霞ヶ関駅北口⇄いせはら団地⇄西後楽会館

令和7年11月25日以降

上段：現金払い
※小人は大人の半額（5円は10円に切り上げ）

下段：交通系ICカード払い
※小人は大人の半額

統 霞ヶ関駅北口⇄いせはら団地⇄西後楽会館																令和7年11月25日以降				霞ヶ関駅北口					
																霞ヶ関駅南口 入口				180 (178)					
																かすみ北通り				180 (178)		180 (178)			
																霞ヶ関幼稚園 前				180 (178)		180 (178)		180 (178)	
																霞ヶ関北市民 センター入口				180 (178)		180 (178)		180 (178)	
																吉田南				180 (178)		180 (178)		180 (178)	
																小畔水鳥の郷 公園				180 (178)		180 (178)		180 (178)	
																伊勢原五丁目				180 (178)		180 (178)		180 (178)	
																いせはら団地				180 (178)		180 (178)		180 (178)	
																ヤオコー川越 的場店				180 (178)		180 (178)		180 (178)	
																的場一丁目				180 (178)		180 (178)		180 (178)	
																霞ヶ関市民セ ンター入口				180 (178)		180 (178)		180 (178)	
																イーグルバス 川越営業所				180 (178)		180 (178)		180 (178)	
																芳地戸				180 (178)		200 (199)		200 (199)	
																尾崎神社				180 (178)		180 (178)		200 (199)	
																鈴木脳神経外 科入口				180 (178)		180 (178)		200 (199)	
																職業センター 入口				180 (178)		180 (178)		200 (199)	
																笠幡駅				180 (178)		180 (178)		200 (199)	
																上野				180 (178)		180 (178)		200 (199)	
																田中				180 (178)		180 (178)		200 (199)	
																西後楽会館				180 (178)		180 (178)		200 (199)	

3 川越市公共交通利用促進協議会運賃等協議分科会設置規程について

川越市公共交通利用促進協議会運賃等協議分科会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川越市公共交通利用促進協議会（以下「協議会」という。）規約第10条第1項の規定に基づき、川越市公共交通利用促進協議会運賃等協議分科会（以下「分科会」という。）を設置することに関し、分科会の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、協議会規約第3条第4号に規定する運賃・料金等について協議し、この結果に関し、協議会へ報告を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局
- (3) 川越市自治会連合会
- (4) 川越市
- (5) その他会長が必要と認める者

(会長)

第4条 分科会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 分科会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 分科会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 分科会は、原則として公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は分科会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 会長が軽微又は緊急と認める事案については、書面により委員に当該事案

の可否を求め、その結果をもって第3項の規定による議決に代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 会長は、分科会の協議結果について、協議会に報告するものとする。
2 分科会において協議が調った事案については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、協議会事務局が行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、会長が分科会に諮り、定める。

附 則

この規程は、令和5年10月31日から施行する。